

昭和二十九年法律第六十四号

刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に
関する法律

(懲戒の請求)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)第九十四条に定める訴追は、警察官たる司法警察職員のうち、国家公務員たる者については国家公安委員会に、その他の者については都道府県公安委員会に、警察官たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に対し、書面で請求することによつて行う。

(懲戒の処分)

第二条 前条の請求を受けた者が懲戒又は罷免に
関する処分をする場合における処分の種類、手
続(処分に対する審査に関するものを含む。)及
び効果については、刑事訴訟法に定があるもの
の外、それぞれ、当該職員に対する通常の懲
戒処分の例による。

附則

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行
する。